

# 「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関するWIPO条約」の概要

特許庁総務部国際政策課  
国際制度企画官 大山 栄成 (Yoshinari Oyama)  
国際業務班長 宮岡 真衣 (Mai Miyaoka)  
国際業務係長 小野 隆史 (Takashi Ono)

〈要約〉本年5月、WIPOにおいて、特許に関する条約として約25年ぶりとなる知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する新条約が採択された。WIPOにおいて、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を扱う初の条約となる。本稿では、条約の交渉・採択の場となった外交会議における議論を踏まえつつ、長年にわたる交渉に終止符を打った新条約の条文の内容について解説する。

## 1 はじめに

2024年5月、ジュネーブのWIPO本部において、「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議」（以下単に「外交会議」という）が開催され、2週間の議論の末、全会一致で「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する世界知的所有権機関（WIPO）条約<sup>1</sup>」（以下「本条約」という）が採択されるに至った。WIPOの特許に関する条約としては、特許法条約（Patent Law Treaty (PLT)）以来約25年ぶりの新たな条約となる。

本稿は、新条約の主要な条文について、日本政府を代表して外交会議における条約交渉に臨んだ著者らが、交渉経緯を記しつつ若干の解説を試みるものである。

なお、紙幅の都合上、外交会議及び本条約の内容に主眼を置くこととし、WIPO 遺伝資源等政府間委員会（IGC）での長年にわたる議論の経緯や、伝統的知識・伝統的文化表現の議論に関しては簡潔な言及にとどめることをご容赦願いたい。

また、本稿中、意見・見解に係る部分は、著者らの個人的見解であり、所属する組織とは関係がないことをあらかじめお断りしておく。

## 2 出所開示要件とは？ ～開示要件の意義と沿革～

### (1) 特許制度における出所開示要件

特許制度における出所開示要件とは、端的にいえば、遺伝資源などに基づく発明について特許出願をする際に、出願中に当該遺伝資源などの原産国を開

国際制度企画官 大山 栄成 (Yoshinari Oyama)

2003年特許庁入庁。特許審査、審判に従事するほか、審査基準室、制度審議室、国際政策課、経済産業省 APEC室、中部経済産業局知的財産室、NEDOシリコンバレー事務所を経て、2023年7月より現職。

国際業務班長 宮岡 真衣 (Mai Miyaoka)

2007年特許庁入庁。遺伝子工学、微生物関連技術、食料品、医薬などの特許審査、審判に従事するほか、国際研修指導教官として途上国審査官への審査実務指導を担当。2023年8月より現職。

国際業務係長 小野 隆史 (Takashi Ono)

2008年特許庁入庁。2017年ニューヨーク州弁護士登録。総務課法務室、秘書課弁理士室などで特許法や弁理士法の運用・改正をはじめとする法制関係業務を担当した後、2022年4月より現職。

1 知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する世界知的所有権機関（WIPO）条約全文  
[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/gratk\\_dc/gratk\\_dc\\_7.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/gratk_dc/gratk_dc_7.pdf)

示することを出願の要件とするものである。「原産国」がどの国を指すか、「基づく」というのが何を意味するかなど、内容・解釈については場面や論者により相違するところも多かったが、そのうちの幾つかは今回の外交会議においても争点となり、交渉の過程で明確化が図られた部分もある。

## (2) 出所開示要件の沿革

WIPOにおいて、特許制度における出所開示要件が正式に持ち出されたのは、1999年のWIPO第3回特許法常設委員会（SCP）におけるコロンビアによる提案<sup>2</sup>である。特許に関する国際的な手続調和条約である特許法条約（PLT）に向けた同提案においては、遺伝資源の保護の見地から、遺伝資源を利用した発明について権利を取得するに際して、遺伝資源へのアクセスを認める契約書の登録番号を記載すべきことなどが主張されたが、先進国は、この問題を同条約の内容に含めることは不適切であるとしてこれに反対した。結果的に、PLTには遺伝資源の出所開示要件に関する規定は盛り込まない一方、遺伝資源の出所開示要件について、さらに議論を行うための別個のフォーラムを設置することが合意された。そして、2000年のWIPO総会においてその旨が決定された後、2001年、遺伝資源、伝統的知識（TK）及びフォークロア（伝統的文化表現、TCE）に関連する知財の問題を議論するためのフォーラムとして、IGCが設置された。

当初、遺伝資源に関する議論は、同じくIGCにおいて議論が進められていたTK、TCEに比べて進んでいなかった。しかし、2009年に合意された2010～2011年のIGCのマンデートにおいて、3つのテーマそれぞれに関する「テキストベース交渉」、「国際的な法的文書」の作成、及び外交会議を開催する可能性への言及が盛り込まれ、その後2012年2月に開催された第20回IGCにおいて、当時のマクック議長（ジャマイカ）の強力なリーダーシップの下、それまで遺伝資源についてIGCで出された提案を統合

した「統合文書」（Consolidated Document Relating to Intellectual Property and Genetic Resources）<sup>3</sup>が作成されて以来、これを交渉の基礎として議論が進められた。

統合文書には、当初から多くの代替案やブラケットが含まれていた。これに加え、議論を追うにつれ、出所開示要件導入の可否を含めた様々な論点について各国の提案を反映する形でさらにテキストが複雑化した。統合文書に関しても徐々に議論が停滞しつつあった中、2019年、当時のイアン・ゴス議長（オーストラリア）が、各国の利害を踏まえつつ、遺伝資源の提供者と利用者の利益のバランスを図ることを意図したテキスト案として、私見に基づく「議長テキスト<sup>4</sup>」を作成した。

その後の2022年の第42回、43回IGCでは、先進国（日本、米国、カナダ、英国、韓国など）は、累次合会においてリバイスされてきた統合テキストを引き続き交渉の基礎とすべきことを主張した。これに対し、アフリカを中心とする途上国は、出所開示要件の導入を前提としてブラケットも少ない議長テキストを交渉の基礎とし、外交会議の開催を決定すべきことを提案するなどし、再び議論の停滞の雰囲気の色濃く見られるに至った。

しかしながら、2022年7月の第55回WIPO一般総会において、地域グループの1つであるアフリカグループから、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関し、議長テキストをベースとして外交会議を開催することが急ぎ提案された。日米はこれに抵抗したが、結果的に同総会において、2024年までに、議長テキスト及び加盟国のその他の貢献に基づき、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書の採択のための外交会議を開催することが決定された。

外交会議に向けた交渉の基礎となるテキストとして、統合文書ではなく、義務的な出所開示要件に関する規定を含む議長テキストが採用されることが決定されたことで、事実上、外交会議において採択が

2 [https://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp\\_3/scp\\_3\\_10.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_3/scp_3_10.pdf)

3 [https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo\\_grtkf\\_ic\\_20/wipo\\_grtkf\\_ic\\_20\\_ref\\_facilitators\\_text.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_20/wipo_grtkf_ic_20_ref_facilitators_text.pdf)

4 [https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo\\_grtkf\\_ic\\_40/wipo\\_grtkf\\_ic\\_40\\_chair\\_text.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_40/wipo_grtkf_ic_40_chair_text.pdf)

見込まれる文書は義務的な出所開示要件を含むものであることが確定した。以降、出所開示要件を導入するか否かではなく、出所開示要件の内容や要件不遵守に関する制裁・救済をどのようなものとするかという点に議論の焦点が移ることとなった。

2023年後半以降は、外交会議開催に向けた最終調整が開始し、2023年9月のIGC特別会合及び外交会議準備委員会、並びに同年12月の外交会議準備委員会再開会合において、外交会議において議論されるテキスト案（基本提案）、外交会議手続規則、及び外交会議の開催日程・場所などが決定された。これらの公式会合と並行して、2023年前半には出所開示要件・情報システムに関する専門家会合が、2023年7月、2024年3月にはそれぞれ中国・北京、ナミビア・スワコプムントにおいて、各国の間での率直な議論を目的とした非公式会合が開催されるなど、外交会議に向けた各国・地域グループ間での検討・調整も活発に進められた。

### 3 外交会議

以上の経緯を踏まえ、2024年5月13日から24日まで、ジュネーブのWIPO本部において、2015年のリスボン協定ジュネーブ改正協定以来約10年ぶりの外交会議が開催された。

外交会議全体の議長には、ブラジルのジュネーブ代表部大使が任命された。条約案に関する議論は、実体規定を議論する主要委員会Ⅰ、管理規定を議論する主要委員会Ⅱの各委員会に分けて行われた。各主要委員会においては、実質的議論の促進の観点から、参加者数を絞った少数国会合や、特定の論点の関心国のみによるさらに少数の検討グループを活用して議論が進められた。

会合第一週は、途上国・先進国とも従前の議論と同様に両極端な主張を展開し、改めて両者の大きな懸隔が明らかになった。しかし、議長から交渉の進捗に関する強い懸念が示され、週末にも非公式の会合が開催されるなどした結果、第二週に入り特に途

上国から歩み寄りの姿勢が見られ始め、議論が急速に収束に向かった。限られた数の残された争点については、会合最終日前日の深夜に及ぶ各所での調整の末、合意されるに至った。

各国の政策を踏まえた激しい議論、外交官による集中的な交渉を経て、最終日である5月24日、外交会議は、全会一致で、本条約及び141の代表団が署名した最終文書（Final Act）を採択した。

### 4 主要条文の解説

全22条から成る本条約<sup>5</sup>は、出所開示要件などの実体法的な規律を設ける実体規定（第1条～第9条）及び条約の実施・改正などの管理事項について定める管理規定（第10条～第22条）により構成される。

実体規定のうち、第1条（目的）及び第2条（定義）はいわゆる総則的な規定である。第3条から第5条までが本条約の中核を成す出所開示要件の内容に関する規定、第6条は情報システムに関する規定であり、これらが本条約において最も直接に実体的意義を有する規定といえることができる。第7条（他の国際合意との関係）、第8条（見直し）、第9条（実施に関する一般原則）は、実体面に関して本条約の実施運用の在り方などを規定している。

管理規定は、おおむね過去のWIPOの条約と同様の構成が採られており、総会（第10条）、国際事務局（第11条）、改正（第14条）、条約の発効（第17条）などの規定が置かれている。内容についても過去のWIPOの条約と類似するものが多いが、第17条において、15国の批准又は加入後3カ月で条約が発効することとされている点、及び、第14条において、条約の改正に際し必要となる外交会議に関して「締約国による」といった限定が付されず、外交会議の参加国・構成国については将来の議論に委ねることとされている点には留意が必要であろう。

以下では、外交会議における交渉経緯を交えつつ、本条約を構成する条文のうち主要なものについて解説する。

5（再掲）知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する世界知的所有権機関（WIPO）条約全文  
[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/gratk\\_dc/gratk\\_dc\\_7.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/gratk_dc/gratk_dc_7.pdf)

外交会議における議論は主に、議論の基礎とされた「基本提案」のテキストをベースに、可能な限り出所開示要件を広範なものとするべく主張・提案を行う途上国と、出所開示要件の導入そのものは許容しつつも、各国の特許当局が実施可能な、現実的な内容の条約とすることを求めてそれを押し戻す先進国が主張を闘わせる構図であり、以下の交渉経緯もこのことを念頭にご覧いただきたい。

### (1) 第3条 (開示要件)

#### ARTICLE 3 DISCLOSURE REQUIREMENT

3.1 Where the claimed invention in a patent application is based on genetic resources, each Contracting Party shall require applicants to disclose :

- (a) the country of origin of the genetic resources<sup>2</sup>, or,
- (b) in cases where the information in Article 3.1 (a) is not known to the applicant, or where Article 3.1 (a) does not apply, the source of the genetic resources.

3.2 Where the claimed invention in a patent application is based on traditional knowledge associated with genetic resources, each Contracting Party shall require applicants to disclose :

- (a) the Indigenous Peoples or local community, as applicable<sup>3</sup>, who provided the traditional knowledge associated with genetic resources, or,
- (b) in cases where the information in Article 3.2 (a) is not known to the applicant, or where Article 3.2 (a) does not apply, the source of the traditional

knowledge associated with genetic resources.

3.3 In cases where none of the information in Articles 3.1 and/or 3.2 is known to the applicant, each Contracting Party shall require the applicant to make a declaration to that effect, affirming that the content of the declaration is true and correct to the best knowledge of the applicant.

3.4 Contracting Parties shall provide guidance to patent applicants on how to meet the disclosure requirement as well as an opportunity for patent applicants to rectify a failure to include the minimum information referred to in Articles 3.1 and 3.2 or correct any disclosures that are erroneous or incorrect.

3.5 Contracting Parties shall not place an obligation on Offices to verify the authenticity of the disclosure.

3.6 Each Contracting Party shall make the information disclosed available in accordance with patent procedures, without prejudice to the protection of confidential information.

<sup>2</sup> Agreed Statement : In cases where there is more than one country of origin, the applicant shall disclose the country of origin from which the genetic resources were actually obtained.

<sup>3</sup> Agreed Statement : It is understood that the term “as applicable” in Article 3.2 (a) shall not be interpreted as providing flexibility to the Contracting Parties to not require applicants to disclose the information required in Article 3.2 (a). For greater certainty, Article 3.2 (a) will be implemented without having any effect on the scope of the disclosure requirement in Article 3.

## ア 趣旨・内容

第3条は、本条約の中心となる出所開示要件について規定する条文である。

3.1は、特許出願において請求項に係る発明が遺伝資源に基づくものである場合に、各締約国が、出願人に対し、(a) 遺伝資源の原産国、又は (b) 当該情報が出願人に知られていない場合もしくは3.1 (a) が適用されない場合にはその遺伝資源の出所を、それぞれ開示するよう求めることを規定している。

本項には、「1国より多くの原産国がある場合には、出願人は、当該遺伝資源が実際に取得された原産国を開示する」旨の合意声明が付されている。これは、ある遺伝資源を生息域内状況において有する国が複数ある場合に、当該遺伝資源を実際に取得した単一の原産国を開示すればよいのか、それとも遺伝資源を生息域内状況において有する複数の国を開示する必要があるのかについて従前議論があったことを踏まえ、前者が本項の意図するところであることを明らかにしたものである。

3.2は、特許出願において請求項に係る発明が関連する伝統的知識に基づくものである場合に、各締約国が、出願人に対し、(a) 適用される場合には、遺伝資源に関連する伝統的知識を提供した先住民又は地域社会を、又は (b) 当該情報が出願人に知られていない場合もしくは3.2 (a) が適用されない場合には、その遺伝資源に関連する伝統的知識の出所を、それぞれ開示するよう求めることを規定している。「適用される場合には」との文言は、該当する先住民又は地域社会に当たるものがない場合などを想定したものであり、必要な開示を求めない柔軟性を与えるものではないことを合意声明において明らかにしている。

3.3は、3.1及び3.2の情報のいずれも出願人に知られていない場合には、各締約国は出願人に対し、その旨の宣言を求めるべきことを規定している。当該宣言は、出願人の知る限りにおいて内容が真正かつ正確であることの宣誓を伴うものである必要がある。

3.4は、締約国が、開示要件を満たす方法について特許出願人に対し指針を示すとともに、特許出願人が3.1及び3.2に定める最低限の情報を含めなかつ

た場合の補正の機会、又は誤りや不正確な開示の訂正の機会を与えるものとするを、3.5は、締約国は、官庁に開示の真正性を確認する義務を課してはならない旨を、それぞれ規定している。いずれも、締約国が本条約に基づく出所開示要件を国内において実施するに当たり出願人への配慮を求める規定である。

## イ トリガーについて

3.1及び3.2は、請求項に係る発明が遺伝資源・伝統的知識「に基づく」ことを要件としている。いかなる場合に開示要件が課されるかを律するこの部分は「トリガー」と呼び習わされる。外交会議のみならずIGCで長らく大きな争点となってきた箇所であり、外交会議における議論の基礎とされた基本提案においても「[materially/directly] based on」とブラケットが付された状態であったが、外交会議における議論の末、単に「based on」とされるに至った。これについては次の第2条の解説において詳述する。

## (2) 第2条における「Based on」の定義 (トリガー)

“*Based on*” means that the genetic resources and/or traditional knowledge associated with genetic resources must have been necessary for the claimed invention, and that the claimed invention must depend on the specific properties of the genetic resources and/or on the traditional knowledge associated with genetic resources.

## ア 趣旨・内容

第2条は、条約中で用いられる語句の定義に関する規定である。同条は、「に基づく」(「Based on」)の定義を、遺伝資源及び/又は遺伝資源に関連する伝統的知識が、請求項に係る発明にとって必要なものであったこと、並びに、請求項に係る発明が遺伝資源の具体的特徴及び/又は遺伝資源に関連する伝

統的知識に依存するものでなければならないことを意味するものと定めている。

前段と後段の間には「and」が用いられていることから、「遺伝資源及び/又は遺伝資源に関連する伝統的知識が、請求項に係る発明にとって必要なものであったこと」と「請求項に係る発明が遺伝資源の具体的特徴及び/又は遺伝資源に関連する伝統的知識に依存するものでなければならないこと」の双方が満たされた場合にはじめて3.1本文ないし3.2本文の要件が充足され、開示要件が発動することとなる。

### イ 外交会議における議論

前述のとおり、外交会議における議論の基礎とされた基本提案、及びその基となった前 IGC 議長作成のテキストにおいては、このトリガーに当たる文言は「[Materially/Directly] based on」とされていた。過去長年にわたる IGC における膨大な提案を慎重にまとめ上げたこれらのテキストにおいて、この箇所が実質的に唯一残されたブラケットであるという事実だけを見ても、この文言に関し困難な議論があったことは容易にうかがい知ることができよう。

ここでは詳細には立ち入らないが、今回の外交会議に限った形で単純化すれば、より明確なトリガーを志向し「directly」の文言を選好する先進国と、極力開示要件を広げる意図の下、やや緩やかな「materially」、またはいずれの形容語も置かず単に「based on」とすることを選好する途上国との間で議論が対立している状況にあった。

半ばイデオロギー論争的な様相を呈していた争点であり、外交会議序盤においても同様の主張が繰り返されたが、他方で、条約の実体的な条文としては、第2条の定義において実質的な内容が定められる以上、トリガーの用語自体はいわば単なる呼称に過ぎないともいえ、外交会議中、交渉をまとめる機運が高まるにつれ、次第に定義の実質的内容の議論に主眼が移っていった。

最終的には、文言自体については途上国が選好する（形容語を置かない）「based on」の語を採用することとしつつ、他方で、定義の内容については、出所開示要件を実務的に実施可能なものとする観点

から明確なトリガーを設ける必要性がある点で一致し、おおむね先進国が主張していた内容が反映された。

### (3) 第5条（制裁と救済）

#### ARTICLE 5 SANCTIONS AND REMEDIES

5.1 Each Contracting Party shall put in place appropriate, effective and proportionate legal, administrative, and/or policy measures to address a failure to provide the information required in Article 3 of this Treaty.

5.2 Subject to Article 5.2 (bis), each Contracting Party shall provide an opportunity to rectify a failure to disclose the information required in Article 3 before implementing sanctions or directing remedies.

5.2 (bis) A Contracting Party may exclude from the opportunity to rectify under Article 5.2 cases where there has been fraudulent conduct or intent as prescribed by national law.

5.3 Subject to Article 5.4, no Contracting Party shall revoke, invalidate, or render unenforceable the conferred patent rights solely on the basis of an applicant's failure to disclose the information specified in Article 3 of this Treaty.

5.4 Each Contracting Party may provide for post grant sanctions or remedies where there has been fraudulent intent in regard to the disclosure requirement in Article 3 of this Treaty, in accordance with its national law.

#### ア 5.2及び5.2 (bis) について

第5条は、出所開示要件の不遵守についての制裁及び救済について定める。

5.2は、各締約国が、制裁措置の実施又は救済措置を命じる前に、第3条で必要とされる情報を開示しなかったことへの補正の機会を与える旨規定している。ただし、締約国は、国内法によって定められた不正な行為又は意図があった場合には、5.2に基づく補正の機会を与えないものとすることができる(5.2 (bis))。

外交会議における交渉の基礎とされた基本提案においては、本項は、「出願人」に対し、すなわち特許が付与される前に限って、制裁措置の実施又は救済措置を命じる前に、第3条に定める最低限の情報を含まなかったことへの補正の機会を与えることを定めており、5.2 (bis) に相当する規定は置かれていなかった。

外交会議での交渉においては、先進国が、出所開示要件の趣旨である透明性の向上の観点から、補正の機会は、特許付与前のみならず特許付与後においても与えられるべきである旨主張したのに対し、途上国が、補正の機会の濫用を防ぐため、開示要件の不遵守について不正な意図があった場合にまで補正の機会を与える必要はないことを主張し、結果的に両者の主張を取り込む形で現在の規定とされた。

#### イ 5.3及び5.4について

5.3は、締約国が、出願人によるこの条約の第3条に規定する情報の開示の不履行のみを理由に特許を取り消し、無効にし、又は実施不能なものとしてはならないことを定める。ただし、5.4に従い、第3条に規定する開示要件について不正な意図があった場合には、各締約国は、自国の国内法に従って、特許付与後の制裁又は救済措置を規定することができる。

出所開示要件が新規性、進歩性などの特許性に直接関係のない要件であることを踏まえると、仮に出所開示要件が適切に満たされない出願があったとしても、その出願に係る発明について、特許の実体要件を満たすものとして付与された特許権を無効にすることは権利者に酷である。つまり、出所開示要件違反を理由に、当該特許権の成立を前提として形成された法律関係ないし信頼を覆すことは、バランスを失するものというべきである。5.3はこれを条約

において明示的に規定したものであり、締約国が出所開示の不履行のみを理由に特許を取り消し、無効5.4は、開示要件について、特に不正な意図があったこれを遵守しなかった場合について、特許付与後の制裁又は救済措置を規定することができることを定める。なお、「不正な意図」(fraudulent intent)の語句の意義については、条約上何ら明記されておらず、これを国内においてどのように施行するかは締約国に委ねられている。原産国を知っているにもかかわらず記載しない場合を含むのか、より積極的な欺罔の意図を要するのかなど、各国における実施の内容について注視しておく必要がある。

#### (4) 第6条 (情報システム)

##### ARTICLE 6 INFORMATION SYSTEMS

6.1 Contracting Parties may establish information systems (such as databases) of genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources, in consultation, where applicable, with Indigenous Peoples and local communities, and other stakeholders, taking into account their national circumstances.

6.2 Contracting Parties should, with appropriate safeguards developed in consultation, where applicable, with Indigenous Peoples and local communities, and other stakeholders, make such information systems accessible to Offices for the purposes of search and examination of patent applications. Such access to the information systems may be subject to authorization, where applicable, by the Contracting Parties establishing the information systems.

6.3 In regard to such information systems,

the Assembly of the Contracting Parties may establish one or more technical working groups to address any matters relating to the information systems, such as accessibility to Offices with appropriate safeguards.

## ア 趣旨・内容

遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する情報システムに関する規定である。「情報システム」というやや抽象的な語を用いているが、条文に明記されているように、データベースを念頭に置くものである。

6.1は、締約国が、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識について、データベースなどの情報システムを設けることができる旨を、6.2は、締約国が、特許出願の調査及び審査の目的で、官庁がそのような情報システムにアクセス可能とすべきであるとともに、官庁による情報システムへのアクセスは、情報システムを設ける締約国の認可を受けるものとする旨を、それぞれ規定している。また、6.3は、締約国の総会が、適切な防止措置を伴う官庁のアクセシビリティなどの情報システムに関連する問題に対処するため、技術作業部会を設置することができることを定める。

IGCにおける長年の議論を通じて、わが国及び米国は一貫して、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関しては、誤った特許付与の防止を目的とした議論を行うべきであり、その手段として、出所開示要件の導入ではなく、適切なデータベースを設けるべき旨主張してきた。本条はその議論経過を踏まえて導入されたものである。いずれも「～ことができる」(may) 又は「～すべきである」(should) との規定となっており、締約国に義務を課すものではないが、外交会議の場においても、誤った特許付与の防止（第1条 (b)）の目的達成のために充実したデータベースの整備が重要であることは途上国を含めて認識は一致しており、従前の主張が、一定程度実を結んだものということができる。

## イ 外交会議における議論

締約国の総会が設ける技術作業部会に関する6.3の規定に関し、基本提案においては、相互運用性の基準や防止措置に関するガイドラインの策定など、技術作業部会が行うべきタスクを詳細に規定していた。途上国は、将来の総会の活動内容を予断・制約するものであるとして同項の削除を求めたが、わが国をはじめとする先進国は、誤った特許付与防止のために有用なデータベースを各国間で協働して用いるためにはこれらについて作業部会で議論することが不可欠であるとして削除に反対し、妥協案が探られた結果として、最終的に現在の条文に落ち着いた。

## (5) 第8条（見直し）

### ARTICLE 8 REVIEW

The Contracting Parties commit to a review of the scope and contents of this Treaty, addressing issues such as the possible extension of the disclosure requirement in Article 3 to other areas of intellectual property and to derivatives and addressing other issues arising from new and emerging technologies that are relevant for the application of this Treaty, four years after the entry into force of this Treaty.

## ア 趣旨・内容

本条約の将来の見直しに関する規定である。締約国が、この条約の発効から4年後に、第3条の開示要件の他の知財分野や派生物への拡大の可能性などの問題や、この条約の適用に関連する新たな技術から生じる他の問題などに対応するため、この条約の範囲及び内容について見直すことを約束する規定である。

一般論として、このような見直しの規定を置かなくとも、条約の締約国が適切なタイミングで当該条約の改正について議論することは可能であり（条約



法に関するウィーン条約第四部参照)、本条において見直しの時期や内容を規定することに実質的な意義は大きくないとも考えられる。しかしながら、途上国にとっては、本条約の中に本条を設け、「開示要件の他の知財分野や派生物への拡大の可能性などの問題」や「この条約の適用に関連する新たな技術から生じる他の問題」への言及を含めること自体が象徴的な意味を持つと考えられ、途上国は本条を設けることに非常に強いこだわりを有していた。

## イ 外交会議における議論

上述のとおり、本条は途上国にとって非常に重要な条文であり、また途上国は外交会議以前から、本条に現在の条文案以上の要素を盛り込むべきことを主張していた。こうした経緯もあり本条に関しては困難な交渉が予想されていたが、パンドラの箱ともいべき本条に深く立ち入ることを避けようとする主要委員会議長の意向と、時間的制約の中、本条に関する議論が泥沼化することに対する各国の懸念が合致した結果、本条については見直しのための期間について簡潔な議論がなされたのみで、ほぼ原案ど

おり合意されるに至った。基本提案からの変更点は、見直しのための期間が当初「4年以内に」(no later than four years after…)とされていたところ、条約締結及び国内実施のための期間などを考慮する場合4年以内は短すぎるとして「4年以降に」(no sooner than four years after…)とすることを提案する先進国の主張を考慮し、結果的に「4年後に」(four years after…)とされた点のみである。

## 5 おわりに

以上に主要条文の簡単な解説を試みたが、本条約は、過去のWIPOの条約に比して、幾分か政治的な動機・内容を含んでおり、条文の内容についても、曖昧さや各国の国内法に委ねる部分を多く残している。

このため、条約成立後間もない現時点において、条約を単体で見ても各国における具体的な運用や今後の実務に対する影響を把握することは難しく、本条約の真の意義・影響を考えるには、各国における条約締結や国内実施の内容を含めて今後の状況を注視していく必要がある。